

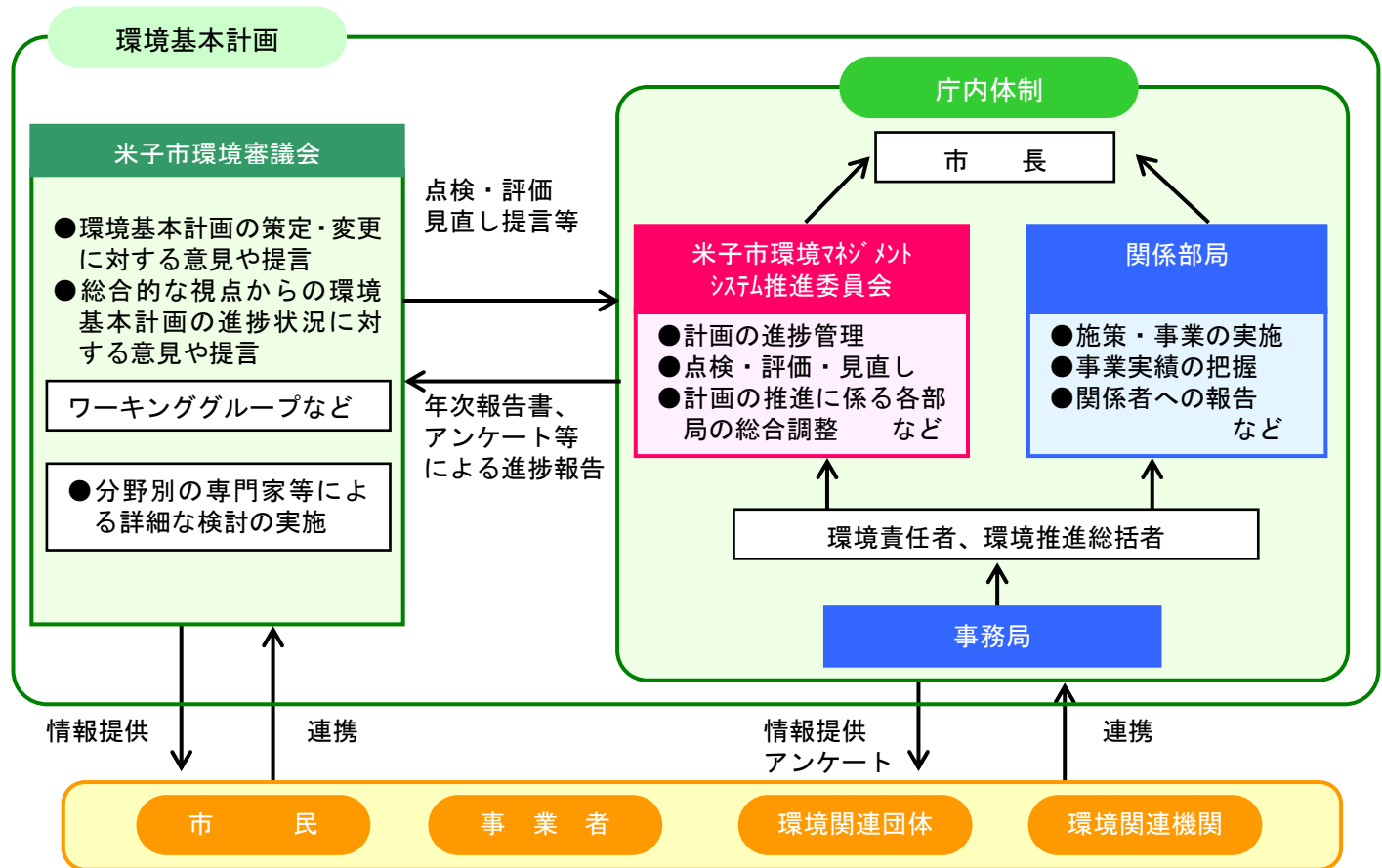
役割分担と連携

環境に関する問題は、行政の取り組みだけで推進できるものではありません。市民、事業者、市がそれぞれの役割を認識し、対等な立場で協力し合い、連携することで、具体的な取り組みを目指します。



計画の進め方

以下の推進体制に沿って、計画に示す施策の実施、点検・評価、見直しを継続的に進めていきます。



本編（計画の全文）は環境政策課窓口、またはホームページで閲覧することができます。（平成 24 年 3 月発行）

お問い合わせ先

米子市 環境政策局 環境政策課 〒683-8686 鳥取県米子市中町 20 番地

電話：0859-23-5256 FAX：0859-23-5258

米子市 環境基本計画

検索

米子市環境基本計画

概要版

「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつつけるまち」を目指して

市民のみなさんのご意見を伺いながら検討を行ってきた「米子市環境基本計画」がまとまりました。

環境基本計画とは

米子市では、今の環境を守り、よりよい環境へつくり変えながら、未来の世代へ引き継いでいきたいという思いから、平成 17 年に米子市環境基本条例をつくりました。

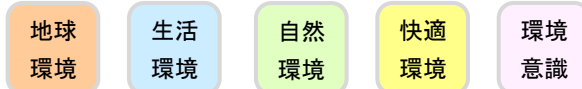
この環境にやさしいまちづくりの考えを実現するため、住民や事業者、行政が一体となって、行動すべき内容をまとめたものが環境基本計画です。

計画の期間と対象

計画の期間は、10 年間とします。



計画の対象は、次の 5 つの分野を対象とします。



目指すべき環境像と 5 つの基本目標

本計画の目指すべき環境像と基本目標は次のとおりです。

目指すべき環境像

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつつけるまち
～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

基本目標

1. 地球環境に配慮した循環型のまちづくり
2. 健康で安心して暮らせるまちづくり
3. 豊かな自然と調和したまちづくり
4. 環境資源を活かしたまちづくり
5. みんなが環境を考えるまちづくり

<この環境像を掲げた想い>

米子市は、碧輝く日本海を望み、秀峰大山を仰ぐ恵まれた環境を享受しながら、弓ヶ浜半島の基部に広がる中海圏域の中核都市として発展してきました。また、一級河川日野川やラムサール条約湿地として登録された中海など、豊かな水辺を有しています。さらに、日本最大級の弥生時代の集落遺跡である国指定史跡「妻木晩田遺跡」や本州で唯一出土した重要文化財「石馬」や、名水百選の「天の真名井」、因伯の名水の「本宮の泉」を有するなど、自然に抱かれ、古代ロマンにあふれています。

しかし、現在私たちは都市化の進展による都市・生活型公害、そして大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動による廃棄物問題、それらによる地球環境への影響など、さまざまな環境問題に直面しています。

そこで、平成 18 年 3 月の「米子市環境都市宣言」を踏まえ、市民・事業者・市が一体となり、環境先進都市を目指し、米子市の特色であると同時に宝でもある豊かな自然を守り、将来を担う子どもたちや未来の米子市民に、より良い環境を引き継いでいく役割を認識するために、この環境像を掲げます。



米子市のより良い環境を将来の世代に引き継いでいくため、環境の保全と創造に関する施策を次のように設定します。



1.循環 地球環境に配慮した循環型のまちづくり

(1) 地球温暖化防止対策の推進

➤市の行動指針：温室効果ガス排出量の抑制／再生可能エネルギーの導入／省エネ型交通システムの推進／オゾン層の保護

➤市民・事業者の行動指針：

- ・啓発イベントなどへの参加、環境に関する出前講座の活用。
- ・電化製品の買い替え時には、省エネルギー型商品を購入・使用する。
- ・電気・ガス・灯油などの節約、再生可能エネルギーの利用に努める。
- ・公共交通機関や自転車を利用し、自動車の使用を減らすよう努める。
- ・低公害車・低燃費車の購入や使用に努め、エコドライブを心がける。
- ・オゾン層の保護に関心を持ち、フロン回収に協力、適正な処理を行う。
- ・環境管理システム（環境マネジメントシステム）の導入に努める。
- ・施設の設備更新時には、再生可能エネルギーの導入を推進する。

数値目標設定項目	基準値	目標値
市内全域から排出する二酸化炭素(CO ₂)の排出量	1,061千トン-CO ₂ (平成27年度)	【短期目標】 998千トン-CO ₂ (平成24年度)
		【中期目標】 796千トン-CO ₂ (平成32年度)
市有施設から排出する二酸化炭素(CO ₂)の排出量	14,300トン-CO ₂ (平成22年度)	13,871トン-CO ₂ (平成27年度)
市内全域の太陽光発電システムの需給最大電力ワット数	3,436kW(平成22年10月)	7,000kW(平成27年度)



(2) 廃棄物の減量化とリサイクルの推進

➤市の行動指針：4Rの推進／廃棄物の適正処理／環境にやさしい商品の利用

➤市民・事業者の行動指針：

- ・買い物の時はマイバッグを持参し、レジ袋を断るよう努める。
- ・消費者・梱包メーカー・商品メーカーなどと協力し、簡易包装を推進する。
- ・生ごみは生ごみ処理機などを利用して、たい肥化するよう努める。
- ・繰り返し使用できる商品の購入・使用に努める。
- ・ごみの分別を徹底し、リサイクルとごみの減量化に努める。
- ・スーパーなどで行われる店頭拠点回収を積極的に利用する。
- ・不法投棄をしない、また不法投棄を発見したら市・警察へ連絡する。
- ・土地所有者は、不法投棄されないよう防止に努める。
- ・エコマーク商品、グリーンマーク商品などを購入するよう努める。
- ・一般廃棄物・産業廃棄物の区分に基づいて、適正に処理を行う。

数値目標設定項目	基準値	目標値
1人1日あたりのごみ排出量	1,031g(平成22年度)	1,009g(平成27年度)
ごみのリサイクル率	19.8%(平成22年度)	21.0%(平成27年度)
市役所におけるグリーン購入実績	98%(平成22年度)	100%(平成27年度)



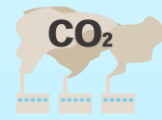
2.安心 健康で安心して暮らせるまちづくり

(1) 大気・水環境の保全

➤市の行動指針：大気汚染防止対策の推進／生活排水の適正処理／事業活動における水環境の保全／水源の保全

➤市民・事業者の行動指針：

- ・黒煙・異臭・粉塵などの異常を感じたら、市へ連絡する。
- ・家庭ごみの野焼きをやめ、悪臭などを発生させない。
- ・環境に配慮した洗剤の使用、食器の汚れは拭き取るなど、適正な排水に努める。
- ・市内の河川などの清掃活動に協力・参加する。
- ・大気汚染物質の排出抑制に配慮した施設や設備の導入に努める。
- ・公共下水道や農業集落排水の整備済み地域においては速やかに下水道施設への接続を行い、下水道未整備地区においては合併浄化槽の設置に努める。
- ・排水処理設備を整備・点検する。



数値目標設定項目	基準値	目標値
污水处理人口普及率	86.8%(平成22年度)	90.4%(平成27年度)
水洗化率	84.6%(平成22年3月)	86%(平成27年度)

(2) 騒音・振動・悪臭・汚染物質などの対策の推進

➤市の行動指針：騒音・振動・悪臭の防止／汚染物質などの適正処理／新たな環境問題への対応

➤市民・事業者の行動指針：

- ・時間帯や音量を考え、近隣騒音を発生させないなど、マナーやルールを守る。
- ・事業所・特定建設作業における騒音・振動・悪臭などの発生を防止する。
- ・ごみの放置禁止や、浄化槽の適正管理など、悪臭を発生させないように努める。
- ・有害化学物質などを適正に管理し、土壌や地下水などの汚染を防止する。

(3) 放射線量の監視

➤市の行動指針：放射線量のモニタリング、情報提供

➤市民・事業者の行動指針：

- ・原子力発電や放射線物質などに関する情報収集、正しい理解に努める。
- ・緊急時には県や市の必要に応じた避難指示などに従う。



3.共生 豊かな自然と調和したまちづくり

(1) 森林・農地・湿地などの適正な利用

➤市の行動指針：森林の保全／農地の保全と活用／環境に配慮した漁業の推進／食物の地産地消の推進／自然豊かな水辺のあるまちづくり

➤市民・事業者の行動指針

- ・森林の違法開発及び森林への不法投棄の防止に努める。
- ・利用権設定などの制度を利用し、耕作放棄地を生じさせない。
- ・海洋・河川へ廃棄物投棄しない、廃船や漁網などの廃棄物を適正に処理する。
- ・できるだけ地場産品を購入する、地元農産物の加工品の生産を促進する。
- ・水辺の清掃活動などに協力・参加する。



(2) 多様な自然環境の保全と生物多様性の確保

➤市の行動指針：野生動植物の保護／生態系を守る取り組み／特定外来生物対策

➤市民・事業者の行動指針

- ・野生生物をむやみに持ち帰らない。
- ・生物の生息環境を保全する取り組みに積極的に参加する。
- ・外来生物被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）を守る。



4.快適 環境資源を活かしたまちづくり

(1) 自然環境と調和した生活環境の創造

➤市の行動指針：緑あふれるまちづくり／適正な土地利用の推進

➤市民・事業者の行動指針：

- ・建物の屋上・壁面・敷地内において、緑のカーテンなどの緑化を推進する。
- ・緑化に関するイベントなどに参加し、緑化に対する意識を高める。
- ・各種法規制に基づいた建築や開発を行う。



(2) 地域の特性を活かした景観づくり

➤市の行動指針：自然・歴史的景観の保全と活用／まちなみ景観の保全

➤市民・事業者の行動指針：

- ・文化財への理解を深め、調査・研究・保護に協力する。
- ・伝統工芸の良さを理解し、保存・継承に協力する。
- ・伝統芸能・伝統行事などの各種イベントへ積極的にに関わり、地域資源に対する理解と活用の促進を図る。
- ・市内一斉清掃に参加する、事業所周辺の環境美化活動を行う。
- ・空き缶・たばこ・ごみなどのポイ捨て、犬のフンの放置をしない。
- ・自然環境の保全・環境負荷に配慮した事業を推進する。
- ・開発行為や建築物の新增改築などにおいては、周辺環境との調和を図り、秩序ある景観形成に協力する。
- ・景観に配慮した屋外広告物の設置に努め、違法な広告を行わない。
- ・生け垣の設置や庭の植物の維持・管理に心がけ、美しいまちなみづくりに協力する。
- ・危険家屋に係る市の現状調査に協力し、所有者は所有家屋に対して適正な管理に努める。



数値目標設定項目	基準値	目標値
環境美化推進区域の指定 または区域拡大	1区域(平成22年度)	4区域(平成27年度)
市内一斉清掃の延べ参加人数	77,089人(平成22年度)	79,000人(平成27年度)

5.協働 みんなが環境を考えるまちづくり

(1) 環境学習の推進

➤市の行動指針：環境情報の提供と共有／あらゆる世代の環境学習の推進

➤市民・事業者の行動指針：

- ・企業や地域などで開催する環境学習活動に参加する。

(2) 自主的な活動の推進

➤市の行動指針：参加と協働のまちづくり／広域的な連携

➤市民・事業者の行動指針

- ・行政や事業者・市民団体などとの交流会に参加し、ネットワークを大切にする。
- ・市や地域、ボランティア組織などが行う環境保全事業に積極的に参加する。
- ・近隣自治体や国・県などとの連携した環境保全活動の取り組みに協力する。

